

事務連絡  
平成27年2月13日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局担当課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

各都道府県私立幼稚園担当課

各都道府県教育委員会事務局幼稚園担当課

各都道府県・指定都市・中核市保育担当課

御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の  
取扱い等について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）  
の施行準備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等の建築基準法上の取扱いについては、別紙のと  
おり、国土交通省住宅局建築指導課より各都道府県建築行政担当部局、管内の特定行政庁等に周  
知されておりますので、貴職におかれましても御了知いただくとともに、別紙の内容に関するこ  
とで事業者等からの相談があった場合には、適切な指導及び助言がされるよう建築行政担当部局  
と緊密に連携し、新制度の円滑な施行に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、その際の留意点として、

幼保連携型認定こども園の認可等に当たっては、建築基準法上の手続きが必要な場合（別紙  
事務連絡第2（2）参照）は当該手続きが求められることとなりますが、必要な改修工事を完  
了していない場合であっても、建築行政担当部局と連携しつつ、必要な対応が適切に行われる  
見込みがあることなどが認められる場合については、認可等について柔軟な取扱いをしていた  
だくことが可能であること

建築基準法令における各種基準を満たすために行う施設整備については、整備内容に応じて、  
認定こども園の施設整備に対する補助を活用いただくことが可能であることから、事業者等か  
らの相談があった場合には、このような補助も活用可能である旨周知いただきたいこと

既存の幼保連携型認定こども園は、認定こども園法一部改正法の規定により実態の変更によ  
らず施行日に新幼保連携型認定こども園にみなされるものであることから、増改築等を行う場  
合を除き、確認申請等の手続きは必要ないこと

等が考えられますので、このような点も踏まえて御対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び事業者に対してこの内容を周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL:03-6257-1468、FAX:03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL:03-6734-3136、FAX:03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL:03-3595-2542、FAX:03-3595-2674